

# 電気通信大学ウェブシステムデザインプログラムの実施に関する規程

平成28年11月24日

改正

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、平成28年度文部科学省委託事業「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」として採択されたウェブシステムデザインプログラム（以下「プログラム」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 プログラムは、地元の企業や業界団体等の人材ニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」に関し、大学等の教育機関並びに企業や業界団体で構成される構成員が協働して社会人等が学びやすい教育プログラムの開発と実証を行う。

(事業責任者)

第3条 プログラムの事業全体を統括する者として、事業責任者を置く。

2 事業責任者は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

(運営委員会の設置)

第4条 プログラムの円滑な運営を図るため、ウェブシステムデザインプログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員会の審議事項)

第5条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) プログラム設計に関する事項
- (2) 企業等アンケート調査に関する事項
- (3) eラーニングシステム構築に関する事項
- (4) Webサイトに関する事項
- (5) プログラム運営に関する事項
- (6) その他プログラムに関する事項

(運営委員会の組織)

第6条 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 事業責任者
- (2) 学長が指名する職員 数名
- (3) 学外の有識者のうちから学長が委嘱するもの 数名
- (4) その他事業責任者が必要と認めた者 若干名

2 前項第2号から第4号までに掲げる委員の任期は、文部科学省から委託を受けた期間の範囲内で学長が定める。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会委員長)

第7条 運営委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の者をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。  
(運営委員会の開催等)

第8条 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

3 運営委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門ワーキング・グループの設置)

第9条 運営委員会の下に、専門ワーキング・グループを置くことができる。

2 専門ワーキング・グループに関し必要な事項は、別に定める。

(外部評価委員会の設置)

第10条 プログラムについて、学外の有識者による外部評価を受けるため、ウェブシステムデザインプログラム外部評価委員会(以下「外部評価委員会」という。)を置く。

(外部評価委員会の任務)

第11条 外部評価委員会は、プログラムの有効性の検証・評価及び改善に関する助言等を行う。

(外部評価委員会の組織)

第12条 外部評価委員会は、他大学、団体、機関等の学外者から学長が委嘱する者数名をもって組織する。

2 前項に掲げる委員の任期は、文部科学省から委託を受けた期間の範囲内で学長が定める。ただし、再任を妨げない。

(外部評価委員会の開催等)

第13条 外部評価委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 外部評価委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第14条 プログラムに関する事務は、学務部教務課が行う。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。